入　札　説　明　書

１「入札に関する条件」及び「注意事項」

（１）入札番号
25 入札第 112 号

（２）購入物品名及び数量
非メタン炭化水素自動計測器　　１式

（３）「一般競争入札参加申請書」の提出について
入札参加希望者は必ず「一般競争入札参加申請書（調達様式第 11 号)」を郵送又はＦＡＸにて提出すること。(持参も可。)

※　「一般競争入札参加申請書」の提出場所及び提出期限
〔提出場所〕長崎県出納局物品管理室
〔提出期限〕平成 25 年 11 月 28 日 17 時 00 分

※一般競争入札参加申請書を提出していない者及び期限後に提出した者は、入札に参加できません。

（４）物品等の納入場所及び納入期限
〔納入場所〕松浦志佐大気測定局（松浦市志佐町浦免 812－1 志佐中学校グランド内）
〔納入期限〕平成 26 年 3 月 20 日

（５）入札期日及び場所
〔入札期日〕平成 25 年 11 月 29 日　10 時 30 分開始
〔入札場所〕長崎県庁本館２階会議室
入札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に物品管理室に確認すること。

（６）質問書の提出について
当該入札の仕様書に関する質問については、「質問書（調達様式６号)」を下記提出場所へ平成 25 年 11 月 25 日 17 時 00 分までにＦＡＸで提出すること。なお、必ず着信の確認を行うこと。
※回答については、平成 25 年 11 月 28 日までに「質問への回答書（調達様式第７号)」を環境政策課よりＦＡＸにて回答します。
①仕様書に関する質問提出場所　環境政策課　環境監視班
ＦＡＸ　０９５－８９５－２５６６　TEL 095-895-2356
②調達手続きに関する質問提出場所　長崎県出納局物品管理室
ＦＡＸ：０９５－８９４－３４６８　TEL 095-895-2881

（７）入札書の記載方法
ア　入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
イ　落札決定にあたっては､入札書に記載された金額に当該金額の 5/100 に相当する額を加算した金額(当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 100/105 に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を「入札書（調達様式第８号)」に記載すること。
ウ　入札金額（首標数字）は訂正することができない。
エ　入札書の提出後は、書き換え、引換え又は撤回をすることができない。
オ　入札者が代理人である場合は､「委任状（調達様式第９号)」(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）の提出が必要である。
（※入札者が代理人である場合は、適正な委任状の提出がなければ代理人は入札に参加することができ

ません。）

【注意事項】

・入札書は封かんのうえ、封筒に会社名、入札物件名を記入し提出して下さい。

・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正個所に押印して下さい。

・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意して下さい。

・入札書の宛名は長崎県知事として下さい。

（８）入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金

免除する。

イ　契約保証金

（ア）契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

（イ）契約金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の 10/100 以上の金額を納付すること。ただし次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。

・保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

・入札日の前日から前々年度までの間において、本県もしくは他の地方公共団体又は国との間に、契約金額が該当する規模以上の物品の売買、製造、加工、修繕及び借入れに係る契約の履行の実績が２件以上あり、その履行を証明するもの（２件以上）を提出したとき。

なお、契約の規模については、契約金額が該当する次のいずれかの規模以上のものであることとする。

①2,000 万円以上

②2,000 万円未満 500 万円以上

③500 万円未満

（ウ）契約保証金の納付は国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

（９）入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次のアからクにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

ア　競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

イ　一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

ウ　入札者が法令の規定に違反したとき。

エ　入札者が連合して入札をしたとき。

オ　入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

カ　入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。

キ　指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

ク　長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

ケ　入札者又は代理人が同一事項に対し 2 以上の入札をしたとき。

コ　入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。

サ　誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

シ　入札書の首標金額が訂正されているとき。

ス　その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

（10）落札者の決定

ア　予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするものとする。

イ　落札者となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

ウ　落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。

エ　落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱

に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。

【注意事項】

・開札日において、第１回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、再度、再々度の入札を行う予定です。

(11) 契約書の作成等

ア　落札通知を受けた日から７日以内に契約締結ができるよう手続きを行い、「契約書(調達様式第 106号)」を提出すること。

イ この調達契約は、世界貿易機関 (WTO)協定に掲げる「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。

ウ　その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによる。

(12) 競争入札の参加資格

ア　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第１項の規定に該当しない者である。

イ　長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並び昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成 17 年長崎県告示第 474 号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争入札参加資格申請をこの公告の日の前日までにしており、かつ平成 25 年 11 月１日現在で当該資格を得ていること。

ウ　前項の資格登録時の本社又は支社（支店・営業所含む）所在地を長崎県内に登録していること。

エ　この公告の日から入札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

オ　この公告の日から入札日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けていない者、又は受けることが明らかである者でないこと。

２その他

当該調達契約事務に関する担当部局

〔住　所〕〒850－8570 長崎県長崎市江戸町２－１３

〔名　称〕長崎県出納局物品管理室

〔電　話〕095－895－2881

非メタン炭化水素自動計測器 仕様書

※　次の４メーカーの製品の中から、いずれかを納入すること。

メーカー名 機器種類	紀本電子工業㈱	㈱堀場製作所	東亜ディーケーケー㈱	㈱ラウンドサイエンス
非メタン炭化水素自動計測器	ＨＡ－７７１	ＡＰＨＡ－Ｇ３６００	ＧＨＣ－３５５	ＡＧ－２０５

※　納入条件等：別紙「非メタン炭化水素自動計測器の仕様書（詳細）」のとおり

非メタン炭化水素自動計測器仕様書（詳細）

第１　納入場所等

納入場所及び納入する機器については次のとおりとする。

（１）納入場所

松浦志佐大気測定局（松浦市志佐町浦免 812-1 志佐中学校グランド内）

（２）納入機器

① 非メタン炭化水素自動計測器	１式
② 自動校正装置	１式
③ チャート式自動記録計	１台
④ 高純度水素発生器	１式
⑤ 窒素ガスボンベ	２本（２ヶ月使用容量）
⑥ 標準ガスボンベ	１本
⑦ ボンベスタンド	２式（⑤２本掛け＋⑥）
⑧ ガス用減圧弁ほか付属品	１式

第２　基本仕様

購入する自動計測器の基本仕様は「環境大気監視マニュアル第６版」（平成２２年 3 月、環境省水・大気環境局発行）の規定によるものとし、日本工業規格（JIS）B7956 に規定されている「直接方式」の規格に適合していること。

第３　納入にあたって留意すべき事項

非メタン炭化水素自動計測器の納入にあたって納入業者（以下、「乙」という。）の留意すべき事項は下記のとおりである。

（１）検査成績書について

日本工業規格に適合している事を証明するため、納品の際には、メーカーによる検査成績書を納入すること。

（２）付属品等について

標準付属品（各装置の取扱説明書に記載されたもの）のほか取扱説明書を２部納入すること。

また、消耗品（各装置の取扱説明書に記載されたもの）については、平成２６年３月末日までの必要な経費は、本契約に含むものとする。

（３）納入にあたっての留意点

① 乙は、契約締結後速やかに納入業務にかかる日程表を作成し提出するものとする。

② 所定の期限までに納入するものとする。

③ また、納入後、別途長崎県が設置している子局テレメータ装置と接続して試験稼動を行うので、乙は立会いの上所要の調整等を行うものとす

る。

④ なお、試験稼動の日程は、別途協議のうえ決定する。

第４ 製品の保証などについて

（１）取扱説明書に従って使用したにもかかわらず、製品の納入後１年以内に発生した故障については、消耗部品及び定期交換部品を除き、乙の責任として、無償で修理するものとする。

（２）測定機の納入後１年を経過しても同一の原因によるトラブルが頻発する場合は、乙は頻発するトラブルの原因が解消されるまで、その原因に基づく故障について(1)の取り決めにかかわらず無償で対応するものとする。

（３）補修部品の供給体制、製造元以外では修理できない故障や技術者の派遣等は、即応可能（２４時間以内）な技術サービス体制が整っていること。

第５ 納入期限

納入期限は、平成２６年３月２０日（木）までとする。

第６ その他

本仕様書に定めのない事項については、別途協議を行い決定するものとする。